

令和3年度 大内小学校いじめ防止基本方針(一部修正)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策を講じる必要がある。いじめの問題への更なる取り組みの充実を図るに当たっては、いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応がなされることが必要であり、学校評価や教員評価の実施に際しても留意する必要がある。

以上のことを踏まえ、本校においては、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

全ての児童が、安心して学校生活を送り、心の通い合う人間関係を構築できるよういじめを生まない土壌づくりに努める。そのために、道徳教育及び体験活動を中心として児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。また、全ての児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、児童がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの早期発見（図1）

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努める。また、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを職員全員に認識させる。さらに、学校、家庭、地域や関係機関と連携して情報を共有し、問題解決に努める。

3 いじめへの早期対応（図1）※報告基準

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通の理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

4 教職員の資質の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

5 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるよう努める。

6 関係機関との連携

関係機関（東かがわ警察署、県子ども女性相談センター、東かがわ市こども総合支援センター、市子育て支援課等）の役割と業務を正しく理解し、関係者の連携の下、適切にいじめの防止等のための対応に努める。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「大内小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等とする。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取り組み（図2）

1 いじめの未然防止

（1） 道德教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道德教育や体験活動を推進する。

（2） 傍観者を生まない集団づくり

児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

（3） インターネット、オンラインゲーム等に関する指導・啓発

インターネットやオンラインゲームを通じて行われるいじめを防止するために、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、情報機器の適切な利用について保護者への啓発を行う。

（4） 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTA や地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

2 いじめの早期発見

（1） 日常的な観察・情報共有

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努める。また、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。

（2） 「お話カード」等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「お話カード」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

（3） 教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

（4） 保護者との信頼関係の構築

家庭との連携を図るため、連絡帳や電話連絡等を通してささいな事でも保護者と密に連絡をとるよう努める。

3 いじめに対する措置

（1） いじめを認知した時の対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・いじめと疑われる行為を認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・事実確認の結果は、管理職が被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教委・警察署等に通報し、適切な援助を求める。

（2） いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。

- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止に関する指導を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように指導する。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合には、所轄の警察署と連携して対応する。特に、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

(4) 学校全体への対応

- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

第4 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに「大内小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査は教育的配慮に基づき、児童の人権や個人情報保護等に十分留意して行う。

当該事案が重大事態であると認められる場合、市教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に報告する。

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。調査によって確認された事実関係等は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同様の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

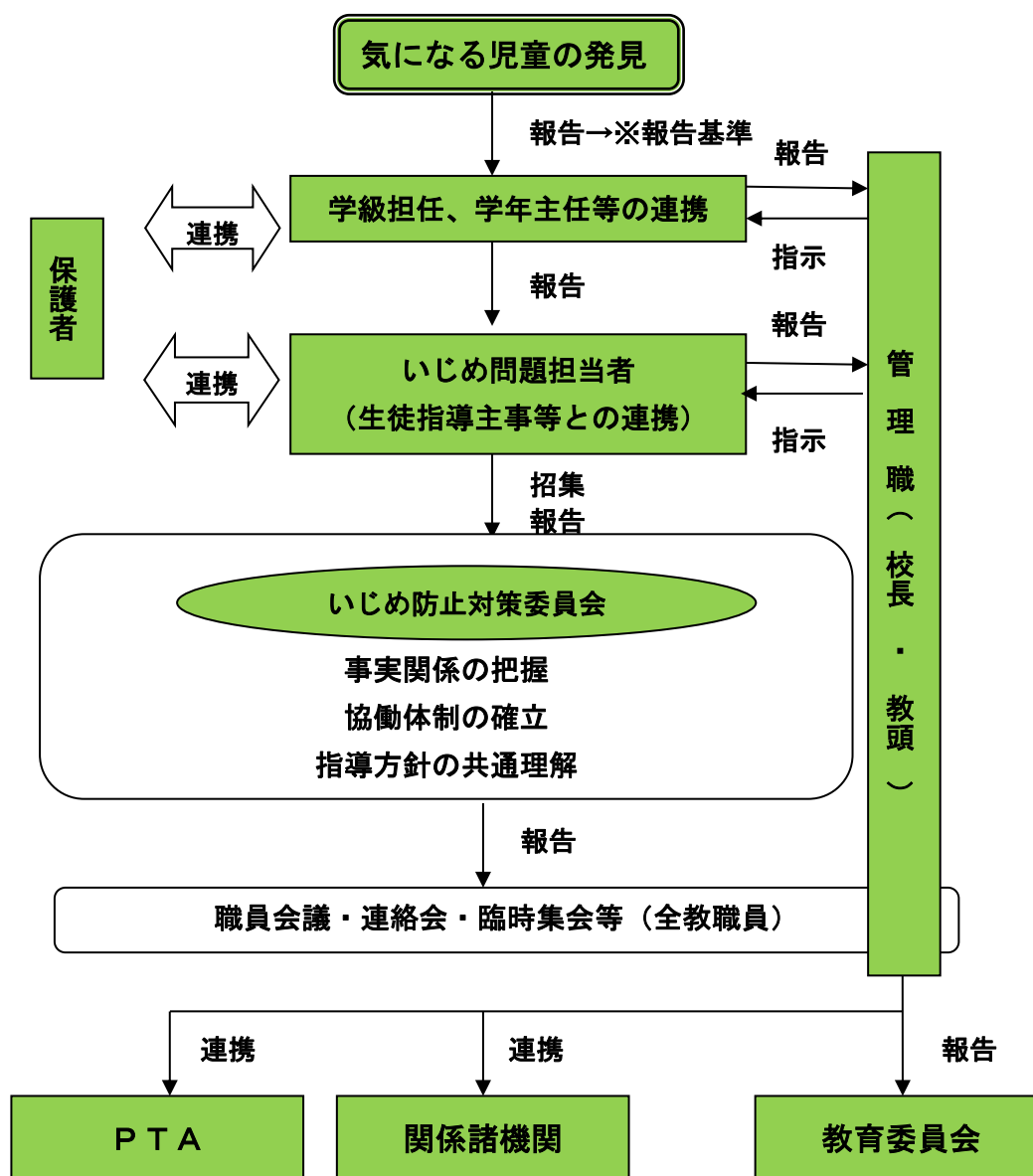
第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。



気になる児童の発見 ※報告基準

- 複数の児童が関係している。
- 何らかの暴力行為があった。(言葉を含む)
- けが、あざなどの外的症状がある。
- 上記以外にも気になることやおかしいと思うことは報告する。

ポイント

- いじめの報告については、いじめではないかという認識のもとに行うことが重要であり、いじめの状況や問題への対応の経緯について報告すること。
- 一人で悩まず、組織として対応すること。
- 初期対応を大切にすること。

